

入札説明書

奈良県西和医療センター
臨床検査業務委託

令和 8 年 8 月

奈良県西和医療センター

入 札 説 明 書

奈良県西和医療センターが委託する臨床検査業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。
入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記５の（１）に掲げる者の説明を求めることができます。

1 公告日 令和８年８月１９日（水）

2 競争入札に付する調達の内容

（１）入札物件

奈良県西和医療センター 臨床検査業務委託 一式

（２）委託内容

（検査項目群）

1 群：腫瘍・内分泌・血漿蛋白・自己免疫・アレルギー関連検査
染色体・細胞性免疫・生化学検査

2 群：ウイルス・感染症関連・凝固・血中薬物検査

※入札は検査項目群単位で行います。詳細については、別紙仕様書のとおりです。

（３）委託期間

令和８年１０月１日から令和１０年９月３０日まで

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において、当該予算が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができるものとします。

また、委託期間中に診療報酬改定等があった場合は、双方協議のうえ契約を変更又は解除することができるものとします。

（４）履行場所

奈良県生駒郡三郷町三室１丁目１４番１６号 奈良県西和医療センター

3 入札方法

入札は、２の（２）の検査項目群ごとに行うものとし、臨床検査項目ごとに当該検査に要する一切の経費（当センター内で使用する容器代は除く。）に当該検査の年間予定件数を乗じた額の総額で行います。第一交渉権者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって行いますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、入札書は、該当の臨床検査項目明細書の各項目全てに単価（消費税及び地方消費税を除いた金額。）を記載した上で、当該明細書を袋とじのうえ割印し、該当する項目の入札書を表紙にしてホッチキス止めし投函してください。全ての項目に単価が記載されていない場合は無効となります。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（１）から（１０）までに該当する者がこの入札に参加することができます。

（１）地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第４条第１項および第２項の規定に該当しない者であること。

（２）入札日時時点で奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

- (3) 公告日からこの公告に示した調達物品の入札の日までの間のいずれにおいても民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社再生法(平成14年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。
- (4) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) この公告に示した調達物品を規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であること。
- (7) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、主たる営業種目がQ4「検査・分析・調査業務」で登録をしている者であること。
なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、下記5の(5)に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。
- (8) 米国臨床病理医協会(以下「CAP」といいます。)の認定を取得しており、かつCAP、日本医師会、日本臨床衛生検査技師会による精度評価を受けている者であること。
- (9) ISO 15189、ISO 9001、医療関連サービスマーク(衛生検査所)のうちいずれか二つ以上の認定証を有している者であること。
- (10) 過去3年間に、300床以上の病院の臨床検査業務を受託し、履行した実績を有する者であること。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約担当課及び問い合わせ先

〒636-0802 奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14-16

奈良県西和医療センター 総務課 管財係

電話番号(ダイヤルイン) 0745-43-5267

(代表) 0745-32-0505 (内線2214)

FAX 0745-32-0517

ホームページ <http://seiwa-mc.jp>

メールアドレス seiwa-zaimuka@nara-pho.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び方法

入札説明会はいりません。

入札説明書等の交付期間は、公告の日から令和8年8月28日(金)の午後5時までに奈良県西和医療センターのホームページ(<http://seiwa-mc.jp>)の入札情報よりダウンロードして下さい。なお交付期間を過ぎますと、ダウンロードはできませんのでご注意下さい。

(3) 仕様書等に関する質問

ア. 入札説明書、入札仕様書等交付書類の内容に関して質問がある場合は、質疑内容を簡潔明瞭にまとめて質疑書【様式1】により、下記期日までに上記5の(1)に示す担当課に件名に【臨床検査業務委託への質問】と明記しメールで送付下さい。

なお、質疑書を送付した場合は、必ず電話により質疑書到着の確認連絡を行ってください。また、期日以降の質疑応答、電話又は口頭による個別の対応は行いません。

受付期日：公告日から令和8年8月25日(火)午後5時まで

イ. 質問への回答は、令和8年8月28日（金）にホームページにて回答します。
公表の際は、質問者は明示せず、また再質問も受け付けません。

(4) 入札書の提出場所、入開札の日時及び場所

令和8年9月4日（金） 午前10時00分

奈良県生駒郡三郷町三室1-14-16

奈良県西和医療センター 事務棟2階 小会議室2

(5) 入札参加資格審査の申請

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話番号（直通）0742-27-8908

6 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨（アラビア数字で表記すること）とします。

(2) 入札保証金

免除します。

ただし、契約の相手方が契約を締結しない場合には、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第18条第2項に定めるところにより、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、落札価格の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条の規定（保険会社との間に被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国、地方公共団体又は独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者等）に該当する場合は免除します。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」といいます。）を所定の日時までに提出しなければなりません。

なお、奈良県西和医療センターから、入札参加資格確認申請書等の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

ア 競争入札参加資格確認申請書等の提出

提出期限 令和8年8月28日（金）午後5時まで

提出場所 奈良県西和医療センター総務課管財係

提出部数 各1部

提出方法 原則、持参とします。なお、郵便で提出の場合は、簡易書留郵便により上記提出期日までに必着させてください。

イ 上記申請に基づく競争入札参加資格の適否については、令和8年9月2日（水）までにメールにて通知します。

ウ 競争入札参加資格確認申請書等に基づき参加資格の承認を受けた者を入札参加者とします。参加資格の確認ができない場合は入札に参加することはできません。

エ 入札者は所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

オ 入札書は封書の表面に「奈良県西和医療センター臨床検査業務委託（○群：□□□□□□□□検査）の入札書」とわかるように記載（別添「留意事項」の記載例を参照してください。）して、執行職員の指示により入札箱に投函して下さい。

カ 代理人をもって入札する場合は、委任状を入札と同時に提出して下さい。

キ 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

（５）郵便による入札

ア 入札書は、郵便で差し出すことができます。郵送の場合、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出して下さい。

外封筒の表面に「奈良県西和医療センター臨床検査業務委託に係る入札書在中」と朱書し、裏面に差出人（入札者）の住所、会社名及び代表者名を記載して下さい。中封筒に入札書を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、西和医療センター 院長宛ての親展として、令和８年９月３日（木）午後５時までに、上記５の（１）に定める場所に必着としてください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札（２回目）を行いますので、入札書は、初度（１回目）の入札に係る入札書と再入札（２回目）に係る入札書の郵便による差し出しを認めるものとします。

イ 初度入札に係る入札書とともに再度入札に係る入札書を郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退を含む）を別々に封印し、中封筒表面に「入札書在中」（初度入札）又は「入札書在中（再度入札（又は再度入札辞退））」とそれぞれ記載して下さい。

ウ 再入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書（１通の場合）のみ郵送されているときは、再入札を辞退したものとします。

エ 封印された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が１通に封印されて郵送されたときは、同一入札者がなした２以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で第一交渉権者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不要となった場合は返送しません。

オ 郵便で入札に参加する場合、下記８の（３）で示す「くじ」に関しては、入札執行事務に関係ない職員が「くじ」を引くことになります。

７ 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に参加することはできません。

- （１）入札書に記名押印を欠く入札
- （２）入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- （３）入札書記載の価格を加除訂正した入札
- （４）同一入札者がなした同一事項についての２以上の入札
- （５）入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- （６）虚偽の申請を行った者の入札
- （７）その他入札に関する条件に違反した入札

８ 契約の相手方の決定方法等

（１）開札は入札に参加する者又はその代理人が出席（１社１名）して行うものとします。ただし、入札に参加する者またはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせて開札を行う場合があります。

（２）予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を第一交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低の価格で入札を行った者を第一交渉権者とする。

ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（２回目）の入札を行う場合があります。この場合であっても、入札執行回数は初度（１回目）を含め、２回を

限度とします。

- (3) 第一交渉権者となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 再度の入札をしても第一交渉権者が決定しないときは、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第23条第1項(5)の規定に基づき2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札をした者と交渉に移行する場合があります。
- (5) 契約金額については第一交渉権者決定後、再度交渉を行います。
- (6) 交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約金額決定に至らなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うものとします。

9 契約書作成の要否等

- (1) 契約書作成を要します。
契約書は2部作成し、各自1部保有するものとします。契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。
- (2) 契約の相手方は、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第25条第1項の規定に基づき遅滞なく契約を締結するものとします。
従って、上記6の(3)で示す契約保証金については、この期日までに指定する方法により納付してください。
なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに必ずその旨を証明する書類を提出してください。

10 契約時に必要な提出書類

契約の相手方は、発注課が別途指示する書類を提出しなければなりません。

11 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない事由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。また、入札者の連合の疑い、不正不穏な行動をなすことにより、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は入札者の負担とします。

12 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立てに係る処理手続において、契約締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

13 契約の解除

契約締結後、契約者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

- (1) 契約者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 契約者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 契約者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、契約者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。

- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、当センターが当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当センターに報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

14 注意事項

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に、契約の相手方が入札参加資格を失った場合又は奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置を受けた場合は契約を締結しません。
- (2) 契約の相手方は、業務の引継ぎ等については、発注課の指示に従って、担当者と充分打ち合わせをして行ってください。
- (3) 入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り県民の信頼を失うことのないよう注意してください。